

## 第6回 草津市協働のまちづくり条例検討委員会 議事概要

日時：平成25年2月22日（金）10：00～12：00

場所：草津市役所 8階大会議室

### 1. 開会

議事概要の内容について確認

### 2. 検討事項

#### ■全項目の見直し

#### ○事務局

<資料説明（資料①②）>

#### ○D委員

市民公益活動団体の定義について、特定のテーマと書かれていると市民公益活動団体の活動が1分野に限定されるように理解されてしまわないか。また、解説の中で特定の個人を支援する活動は除くとあるが、社会的少数者を支援するNPOが特定の個人を支援することもあるので、もう少し整理しなければならない。

協働の原則のうち、「公開の原則」については、第三者、市民の視点を入れたほうが良い。「評価の原則」については、評価することによって協働事業をさらに発展させるということを追記すべきである。

市民の役割について、「自主的に協働によるまちづくりの推進に努めるものとする」とあるが、協働のまちづくりに限定してよいのか。もっと広く捉えるべきではないか。

市民公益活動団体の役割②について、参加と理解の言葉の順番は、逆のほうが良い。最初に理解があって、次の段階として参加がある。

市の役割①について、市の事業への参加の機会の提供とあるが、解説ではまちづくりをもう少し広く捉えているように読めるので、どちらかに統一しなければならない。

#### ○E委員

まちづくり協議会の定義について、区域を「概ね」とするのは意味があるのか。

#### ○事務局

志津地区と志津南地区は校区と地域コミュニティの範囲が異なっていることから「概ね小学校区域内」という表現にした。現在、地域コミュニティが校区に併せて町内会の再編を検討されているので、様子を見ながら整理したい。

#### ○D委員

まちづくり協議会の認定要件について、2号の「地域において」という言葉はいらいのではないか。地域だけではできないこともたくさんある中で、誤解を与えてしまう可能性がある。

3号と4号は逆の順の方が良い。

8号の「概ね」は、先ほど議論のあった「概ね」とは意味が違うのではないか。文章の係り方がおかしい。また、まちづくり計画の作成は任意であると説明があったが、認定要件の案には書かれている。整理をしていただきたい。

○E委員

認定要件の第3号に「行政」とあるが、条例において一般的に使われるのは「市」「市長」である。

個人情報保護について、プライバシーというのは多義的であり、一般的に法律では使われない言葉である。個人の権利利益の保護という書き方はいかがか。

提案であるが、「個人情報保護管理者を置く」「個人情報についての書類は鍵のかかるロッカー等に保管する」「利用の記録を残す」これらについては、規則においてきちんと謳われるべきである。

市民公益活動団体の役割について、「協力する」とわざわざ書く必要はあるのか。活動している団体はそれを望んでいるのか。

○I委員

認定要件の規則案には、予算の透明性が規定される予定であることから、申請の際、予算書を提出することが必要ではないか。これについては、項目に頭だしされるべきである。

○事務局

個人情報の提供についての提案は、できるだけ規則で書かれるようにしたい。

市民公益活動の推進について、市では、市民公益活動団体の活動は、まちづくりを推進する上で重要であると考えており、あえて協力するということを入れた。

まちづくり協議会の認定について、申請時にどのような書類が必要か、認定要件と照らし合わせ精査したい。

○委員長

認定要件にまちづくり計画を策定することと書かれているが、申請の際に必要な書類にまちづくり計画は書かれていない。これは、市長が必要と定める書類に含まれると考えてよいのか。

○事務局

他市の事例を踏まえて検討する。

○委員長

認定要件の2号について「地域において」と書くのとどくなるので、「地域の課題を解決することを基本とした」に改めてはいかがか。

認定要件の3号について、「行政のパートナー」というのはあえて書く必要があるのか。敵対する組織をつくるわけではないのが前提であるし、時によっては、対立する場合もありうるのではないか。

まちづくり計画を認定要件にするとハードルが高くなるが、計画をつくるプロセスを共有することで団体として固まることに期待するので、要件から外さないほうが良い。

○C委員

まちづくり協議会への財政的な支援については、将来的に自由に使える交付金になればと思う。

○事務局

まちづくり協議会へは将来的に自由に使っていただけるようにしていきたいと思う。ただし一気に進めると地域の方が混乱してしまうので、段階的にステップアップできればと思う。

○A委員

先日、まちづくり会社が作られたが、あれは市民公益活動団体に当たるのか。

○事務局

草津駅前や草津川跡地の開発や整備を目的として、出資金を集め設立された組織されたまちづくり会社については、公益活動を行っているものの、株式会社であることから市民公益活動団体には当てはまらないと考えている。

○委員長

市民公益活動団体には当てはまらないが、事業者であることから、市民には含まれる。

○D委員

人材育成の②について、この項目の本来の目的は資質を向上させて職務の質を上げることにあるので、そのことを書かれたほうが良いのではないか。

草津市協働のまちづくり推進委員会の②の4号についてであるが、まちづくり協議会の参加促進は含まれないのか。また、委員の任期が2年となっているが、再任はされないのか。

○事務局

まちづくり協議会への参加促進については、2号の「協働のまちづくりに係る施策の推進に関すること」の中で、交付金等とともに議論していただきたいと考えている。

また、委員の再任については、現在制定に向け取り組んでいる草津市市民参加条例の中で、原則再任は認めない方向で議論されているので、それに併せた経過がある。

○A委員

市民に対しての協働意識の啓発・研修はどこで担保されているのか。

○事務局

活動の環境整備において担保する。

○I委員

市民側にも人材育成の必要性があるように思う。

○委員長

市の取組みでわざわざ人材育成について規定されるのは、重たい義務を市に課しているという意味がある。市民に求める前に、まずは市が率先して取り組まなければいけないという趣旨である。

○A委員

市の職員に対して講演会を行う機会があるのであれば、市民にも開かれたものであって欲しい。

■前文の協議

○事務局

<資料説明（資料③）>

○委員長

前文案の網掛け部分だけで十分ではないか。

○I委員

網掛け部分だけあると、草津市という言葉がなくなるので、それさえ入れれば問題はない。

### 3. 閉会